

(4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投・開票速報実施要領

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙（以下「衆議選」という。）及び最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の投票速報及び開票速報は、次により実施するものとする。

1 通常時の速報報告（オンライン）

- (1) 各市町村からの当日有権者速報、投票速報及び開票速報は、原則としてオンラインにより行い、無効投票速報は、ファクシミリにより行うこと。
- (2) オンラインの操作方法については、「選挙速報システム（市町村システム）操作説明書」により行うこと。

◎ 当日有権者速報（在外含む。）

- (1) 当日有権者速報は、投票前日午前9時30分までに速報責任者が、県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）にオンラインにより報告すること。
- (2) 当日有権者速報のデータの入力が完了したときは、送信前に入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。

◎ 投票速報（衆議選小選挙区、衆議選比例区、国民審査）

- (1) 投票速報は、投票当日、各投票所からの報告の集計が終わり次第、速報責任者が県委員会にオンラインにより報告すること。
- (2) 投票速報のデータ入力が完了したときは、送信前に入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
- (3) 選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までに選挙権を有しなくなった者を含むものであること。
- (4) 報告数には、期日前投票及び不在者投票を含めた数字で報告すること。
- (5) 予定時刻までに投票結果の報告のない市町村に対しては、県委員会事務局長の指示により、督促する場合があること。

◎ 開票速報（衆議選小選挙区、衆議選比例区、国民審査）

- (1) 開票速報は、各市町村の投票の点検及び集計が終わり次第、直ちに速報責任者が県委員会にオンラインにより報告すること。
ただし、4市の中間速報（小選挙区）については、21時40分から20分おきに報告すること。
- (2) 開票速報のデータ入力が完了したときは、送信前に入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
- (3) 市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県委員会に報告後、各市町村委員会において柔軟に対応するものとする。

◎ 訂正報

報告したデータに間違いを発見した場合は、次によること。

- (1) 訂正速報を行う場合には、入力画面の備考欄に訂正理由を入力し、数字を訂正した上で、出力した個別表の訂正箇所の該当数字の前に○印をつけ、県選管にファクシミリ送信した直後、電話により訂正速報を行う旨を連絡するとともに、訂正箇所と訂正理由を報告し、指示を受けた上でメールを送信する。
- (2) 訂正報を報告する電話は、以下の電話とする。
(0857) 26-7059, 7089
- (3) 送信先のファクシミリ番号は別途通知する。

◎ 無効投票速報

- (1) 無効投票速報は、開票速報に引き続き、各選挙の無効投票の内訳を速報責任者が県委員会にファクシミリにより報告すること。
- (2) 県委員会は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機（縮小）解除の指示を出すこととし、開票速報責任者は、県委員会からの解除指示があるまでは待機し、いつでも緊急連絡が取れるようにしておくこと。

(3) 送信先のファクシミリ番号は別途通知する。

◎ 推定投票率速報

- (1) 推定投票率速報は、オンラインによらず、電話聞き取りにより実施することとする。実施方法については、「衆議院議員小選挙区選挙推定投票率速報要領」により行うこと。
- (2) 下記の投票区において、速報現時の投票数の報告を行うものとする。

市町村	投票区名	投票所施設名
鳥取市	鳥取市第5投票区	鳥取市立西中学校体育館
鳥取市	鳥取市第306投票区	八上保育園
鳥取市	鳥取市第551投票区	旧鹿野小学校体育館
米子市	米子市第4投票区	米子市明道公民館
岩美町	浦富第3投票区	岩美町中央公民館
八頭町	八頭町第39投票区	八頭町山村開発センター
大栄町	大栄町第17投票区	大谷公民館
琴浦町	琴浦町第17投票区	赤碕地区公民館
大山町	中山第9投票区	大山町役場中山支所
伯耆町	伯耆町第24投票区	伯耆町立岸本公民館

2 非常時の速報報告（ファクシミリ）

機械の故障などオンラインによる報告ができない場合の報告は、次によること。

- (1) 各市町村委員会はあらかじめデータを入力していない空の帳票をオンライン不通時の報告様式として印刷しておくこと。
- (2) ファイルの作成は出来るが、オンライン送信不能の場合には、帳票を印刷してファクシミリにより報告すること。送信する用紙は、A4サイズとする。
- (3) ファイルの作成自体が出来ない場合には、予め印刷しておいた帳票に記入し、ファクシミリにより送信することとする。
- (4) ファクシミリ送信した後に、電話により送信不能を報告すること。
この際に使用する電話は、訂正報のものと同じ（0857-26-7059, 7089）とする。
電話報告の際に、受信した帳票の内容について、市町村委員会と県委員会とで確認を行うこととする。
- (5) 送信先のファクシミリ番号は、別途通知する。

3 質疑用電話等

質疑用の電話は、次のとおりとする。

- オンラインシステムに関する質疑
（0857）26-7059, 7089
- その他管理執行に関する質疑
（0857）26-7058, 7061